

岩見沢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例及び岩見沢市指定介護予防支援等の事業の人員及
び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のた
めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。

第 2 改正案の内容

地域包括支援センター運営協議会に係る省令の引用規定の整理を行う。

- (1) 岩見沢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正（第 1 条関係）
- (2) 岩見沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（第 2 条関係）

第 3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第 23 号

岩見沢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び岩見沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 11 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例及び岩見沢市指定介護予防支援等の事業の人員及
び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のた
めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

(岩見沢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 岩見沢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表以外の部分中「第 140 条の 66 号第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改める。

(岩見沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 岩見沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 号中「ロ(2)」を「イ」に改める

附 則

この条例は、公布の日から施行する。